

第三期特定健康診査等実施計画

群馬県自動車販売健康保険組合

最終更新日：令和4年03月25日

特定健康診査等実施計画（平成30年度～令和5年度）

背景・現状・基本的な考え方		
No.1	被扶養者の特定健診実施率は上がってきているが、受診率は60%に満たない。	➔ パート先での健診データ提供者が増えたが、未受診の者がいるので、健診の必要性を呼びかける。
No.2	内臓脂肪症候群および予備群は増加傾向にある。	➔ 複数年連続して対象となっている者を重点的に特定保健指導を行なう。
No.3	被保険者の特定健診受診率は前期高齢者のところが低い。	➔ 事業所訪問の際に、健診の重要性を指導していく。
No.4	被扶養者の特定健診受診率は40代、60歳代前半が低い。	➔ 特定健診未受診者に健診の重要性を呼びかける。
No.5	・特定保健指導修了者の割合は低下傾向にあり、全国より低くなってきた。 ・被扶養者に特定保健指導を実施していない。	➔ 被扶養者に特定保健指導を実施できるようにする。
No.6	積極的支援および動機づけ支援の対象者が増えてきており、終了者の割合が下がってきている。	➔ 特定保健指導の実施数は限られるため、積極的支援および動機づけ支援対象者を減らしていく。
No.7	被保険者の悪性新生物の1人当たり医療費が高い。	➔ 健診結果の有所見者に対し、早期治療を促す。
No.8	被保険者の循環器系疾患の1人当たり医療費が高い。	➔ 50歳代後半の高血圧性疾患医療費が高く、有病者割合も高いため、早い段階で治療を促す。
No.9	被扶養者の1人当たり医療費は季節性疾患が非常に高くなっている。 ・被扶養者のインフルエンザ1人当たり医療費は急激に伸びている。	➔ -
No.10	被保険者および被扶養者の脂質における有所見者割合が高い。	➔ 脂質異常の対策を検討する。
No.11	被保険者の歯科1人当たり医療費が高く、その内71.3%が歯肉炎・歯周疾患である。	➔ 歯周病の医療費が高くなってきているので、歯科検診を検討する。
No.12	被扶養者の呼吸器系疾患1人当たり医療費は全国と比較して非常に高い。	➔ 呼吸器系疾患の28.1%が喘息によるもののため対策を検討する。
No.13	被扶養者の歯科1人当たり医療費が高く、その内57.3%がう蝕である。	➔ う蝕対策を検討していく。
No.14	被保険者の受診勧奨基準値以上で生活習慣病レセプトのない者の人数が増加している。	➔ 有所見者対策を行ない未治療者を減らしていく。
No.15	被扶養者の受診勧奨基準値以上で生活習慣病レセプトのない者の人数が増加している。	➔ 有所見者対策を行ない未治療者を減らしていく。
No.16	女性で非肥満にもかかわらず保健指導基準値以上の者の割合が全国と比べて多い。	➔ 非肥満の女性にも保健指導を実施していく。
No.17	特定保健指導対象者で悪化者率は男性が高い。	➔ 男性の改善者率を上げていく。
No.18	・心疾患リスク（高血圧リスク）が受診勧奨レベルにあり、高血圧の治療をしていない者がいる。 ・高血圧の治療をしているにもかかわらず、血圧の値が受診勧奨域にあるコントロール不良者がいる。	➔ 複数年該当している者をリスト化し保健指導を強化する。
No.19	・糖尿病リスクが受診勧奨レベルにあり、糖尿病の治療をしていない者がいる。 ・糖尿病の治療をしているにもかかわらず、HbA1cの値が受診勧奨域にあるコントロール不良者がいる。	➔ 複数年該当している者をリスト化し保健指導を強化する。
No.20	・被保険者の後発医薬品使用率で、30代前半、60代後半、70歳代前半で低い。 ・被扶養者の後発医薬品使用率で、10代前半、30代前半、60歳代後半で低い。	➔ 後発医薬品差額通知および機関紙により理解を深めていく。

基本的な考え方（任意）

特定健康診査等の基本的な考え方

日本内科学会等内科系8学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後も血糖、血圧をコントロールすることにより重症化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

特定保健指導の基本的な考え方

生活習慣病予備軍の保健指導の第一目的は、生活習慣病に移行させないことである。そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

特定健診・特定保健指導の事業計画

1 事業名 受動喫煙の防止

対応する健康課題番号 No.6



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：18～（上限なし）、対象者分類：加入者全員
方法	・喫煙スペースの移動・撤去を提案し喫煙率の低下を目指す。 ・保健師、管理栄養士による巡回訪問指導時、拠点長への啓発と喫煙者への個別禁煙支援を実施する。
体制	-

事業目標

喫煙による受動喫煙防止とともに、喫煙率の減少による特定保健指導対象者の減少も狙っていく。

評価指標	アウトカム指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
		被保険者の喫煙率	30%	30%	25%	25%	20%	20%
評価指標	アウトプット指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
		事業所への周知率	100%	100%	100%	100%	100%	100%
		禁煙支援実施率	100%	100%	100%	100%	100%	100%

※緑色強調表示している箇所は第2期計画書中間見直しによる変更箇所です。

実施計画

H30年度	R1年度	R2年度
・喫煙スペースの移動・撤去を提案し喫煙率の低下を目指す。・保健師、管理栄養士による巡回訪問指導時、拠点長への啓発と喫煙者への個別禁煙支援を実施する。	・喫煙スペースの移動・撤去を提案し喫煙率の低下を目指す。・保健師、管理栄養士による巡回訪問指導時、拠点長への啓発と喫煙者への個別禁煙支援を実施する。	・喫煙スペースの移動・撤去を提案し喫煙率の低下を目指す。・保健師、管理栄養士による巡回訪問指導時、拠点長への啓発と喫煙者への個別禁煙支援を実施する。
R3年度	R4年度	R5年度
・喫煙スペースの移動・撤去を提案し喫煙率の低下を目指す。・保健師、管理栄養士による巡回訪問指導時、拠点長への啓発と喫煙者への個別禁煙支援を実施する。	・喫煙スペースの移動・撤去を提案し喫煙率の低下を目指す。・保健師、管理栄養士による巡回訪問指導時、拠点長への啓発と喫煙者への個別禁煙支援を実施する。	・喫煙スペースの移動・撤去を提案し喫煙率の低下を目指す。・保健師、管理栄養士による巡回訪問指導時、拠点長への啓発と喫煙者への個別禁煙支援を実施する。

2 事業名 特定健康診査（被保険者）

対応する健康課題番号 No.3



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被保険者
方法	-
体制	-

事業目標

特定健診の受診率向上させ、加入者の健康を維持する。

評価指標	アウトカム指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
		特定健診受診率（被保険者）	99%	99%	99%	99%	99%
評価指標	アウトプット指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
		特定健診受診勧奨（被保険者）	100%	100%	100%	100%	100%

※緑色強調表示している箇所は第2期計画書中間見直しによる変更箇所です。

実施計画

H30年度	R1年度	R2年度
・事業主と協力して健診受診の意義・重要性を訴求するプロモーション活動を実施（機関誌・ホームページ・社内LAN等の有効活用）・各エリアの事業所を、健診会場として提供してもらうほか、健診日程や質問票を事業所経由で配布。・保健師・管理栄養士による巡回訪問指導時、各拠点長にスタッフの健診受診勧奨と受診への配慮を依頼する。・定期健診日程終了時、その時点での未受診者および人間ドック予定者のリストを作成し、担当者あて配布。人間ドックの進捗管理や未受診者の実態を把握し、秋に健診日程を追加するか検討する。（状況により、追加健診を設定する。）・未受診者が健診を受けやすいよう、問題点を見直し対応する。	・事業主と協力して健診受診の意義・重要性を訴求するプロモーション活動を実施（機関誌・ホームページ・社内LAN等の有効活用）・各エリアの事業所を、健診会場として提供してもらうほか、健診日程や質問票を事業所経由で配布。・保健師・管理栄養士による巡回訪問指導時、各拠点長にスタッフの健診受診勧奨と受診への配慮を依頼する。・定期健診日程終了時、その時点での未受診者および人間ドック予定者のリストを作成し、担当者あて配布。人間ドックの進捗管理や未受診者の実態を把握し、秋に健診日程を追加するか検討する。（状況により、追加健診を設定する。）・未受診者が健診を受けやすいよう、問題点を見直し対応する。	・事業主と協力して健診受診の意義・重要性を訴求するプロモーション活動を実施（機関誌・ホームページ・社内LAN等の有効活用）・各エリアの事業所を、健診会場として提供してもらうほか、健診日程や質問票を事業所経由で配布。・保健師・管理栄養士による巡回訪問指導時、各拠点長にスタッフの健診受診勧奨と受診への配慮を依頼する。・定期健診日程終了時、その時点での未受診者および人間ドック予定者のリストを作成し、担当者あて配布。人間ドックの進捗管理や未受診者の実態を把握し、秋に健診日程を追加するか検討する。（状況により、追加健診を設定する。）・未受診者が健診を受けやすいよう、問題点を見直し対応する。
R3年度	R4年度	R5年度
・事業主と協力して健診受診の意義・重要性を訴求するプロモーション活動を実施（機関誌・ホームページ・社内LAN等の有効活用）・各エリアの事業所を、健診会場として提供してもらうほか、健診日程や質問票を事業所経由で配布。・保健師・管理栄養士による巡回訪問指導時、各拠点長にスタッフの健診受診勧奨と受診への配慮を依頼する。・定期健診日程終了時、その時点での未受診者および人間ドック予定者のリストを作成し、担当者あて配布。人間ドックの進捗管理や未受診者の実態を把握し、秋に健診日程を追加するか検討する。（状況により、追加健診を設定する。）・未受診者が健診を受けやすいよう、問題点を見直し対応する。	・事業主と協力して健診受診の意義・重要性を訴求するプロモーション活動を実施（機関誌・ホームページ・社内LAN等の有効活用）・各エリアの事業所を、健診会場として提供してもらうほか、健診日程や質問票を事業所経由で配布。・保健師・管理栄養士による巡回訪問指導時、各拠点長にスタッフの健診受診勧奨と受診への配慮を依頼する。・定期健診日程終了時、その時点での未受診者および人間ドック予定者のリストを作成し、担当者あて配布。人間ドックの進捗管理や未受診者の実態を把握し、秋に健診日程を追加するか検討する。（状況により、追加健診を設定する。）・未受診者が健診を受けやすいよう、問題点を見直し対応する。	・事業主と協力して健診受診の意義・重要性を訴求するプロモーション活動を実施（機関誌・ホームページ・社内LAN等の有効活用）・各エリアの事業所を、健診会場として提供してもらうほか、健診日程や質問票を事業所経由で配布。・保健師・管理栄養士による巡回訪問指導時、各拠点長にスタッフの健診受診勧奨と受診への配慮を依頼する。・定期健診日程終了時、その時点での未受診者および人間ドック予定者のリストを作成し、担当者あて配布。人間ドックの進捗管理や未受診者の実態を把握し、秋に健診日程を追加するか検討する。（状況により、追加健診を設定する。）・未受診者が健診を受けやすいよう、問題点を見直し対応する。



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被扶養者
方法	-
体制	-

事業目標

特定健診の受診率向上、加入者の健康維持。							
評価指標	アウトカム指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	特定健診受診率（被扶養者）	65 %	65 %	70 %	70 %	75 %	75 %
評価指標	アウトプット指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	特定健診受診勧奨（被扶養者）	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %

※緑色強調表示している箇所は第2期計画書中間見直しによる変更箇所です。

実施計画

H30年度	R1年度	R2年度
<ul style="list-style-type: none"> ・通知文・事業所訪問等で市町村実施の住民向け健診とがん検診との同時実施を勧める。・未受診者対策の実施（現況届用紙の記載事項の見直しと活用等）。 ・パート先データがある被扶養者の提出促進（返信用親展封筒を添付した上での提出の協力依頼）。 ・保健師・管理栄養士による巡回訪問指導時の該当被扶養者がいる被保険者への個別の受診勧奨を実施。 ・事業所からの意見や要望を聞き取り、さらなる協力依頼と被扶養者における健診未受診者への次の事業展開を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通知文・事業所訪問等で市町村実施の住民向け健診とがん検診との同時実施を勧める。・未受診者対策の実施（現況届用紙の記載事項の見直しと活用等）。 ・パート先データがある被扶養者の提出促進（返信用親展封筒を添付した上での提出の協力依頼）。 ・保健師・管理栄養士による巡回訪問指導時の該当被扶養者がいる被保険者への個別の受診勧奨を実施。 ・事業所からの意見や要望を聞き取り、さらなる協力依頼と被扶養者における健診未受診者への次の事業展開を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通知文・事業所訪問等で市町村実施の住民向け健診とがん検診との同時実施を勧める。・未受診者対策の実施（現況届用紙の記載事項の見直しと活用等）。 ・パート先データがある被扶養者の提出促進（返信用親展封筒を添付した上での提出の協力依頼）。 ・保健師・管理栄養士による巡回訪問指導時の該当被扶養者がいる被保険者への個別の受診勧奨を実施。 ・事業所からの意見や要望を聞き取り、さらなる協力依頼と被扶養者における健診未受診者への次の事業展開を検討する。
R3年度	R4年度	R5年度
<ul style="list-style-type: none"> ・通知文・事業所訪問等で市町村実施の住民向け健診とがん検診との同時実施を勧める。・未受診者対策の実施（現況届用紙の記載事項の見直しと活用等）。 ・パート先データがある被扶養者の提出促進（返信用親展封筒を添付した上での提出の協力依頼）。 ・保健師・管理栄養士による巡回訪問指導時の該当被扶養者がいる被保険者への個別の受診勧奨を実施。 ・事業所からの意見や要望を聞き取り、さらなる協力依頼と被扶養者における健診未受診者への次の事業展開を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通知文・事業所訪問等で市町村実施の住民向け健診とがん検診との同時実施を勧める。・未受診者対策の実施（現況届用紙の記載事項の見直しと活用等）。 ・パート先データがある被扶養者の提出促進（返信用親展封筒を添付した上での提出の協力依頼）。 ・保健師・管理栄養士による巡回訪問指導時の該当被扶養者がいる被保険者への個別の受診勧奨を実施。 ・事業所からの意見や要望を聞き取り、さらなる協力依頼と被扶養者における健診未受診者への次の事業展開を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通知文・事業所訪問等で市町村実施の住民向け健診とがん検診との同時実施を勧める。・未受診者対策の実施（現況届用紙の記載事項の見直しと活用等）。 ・パート先データがある被扶養者の提出促進（返信用親展封筒を添付した上での提出の協力依頼）。 ・保健師・管理栄養士による巡回訪問指導時の該当被扶養者がいる被保険者への個別の受診勧奨を実施。 ・事業所からの意見や要望を聞き取り、さらなる協力依頼と被扶養者における健診未受診者への次の事業展開を検討する。



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：基準該当者
方法	-
体制	-

事業目標

特定保健指導の実施率の向上、生活習慣病リスク保持者の生活習慣、健康状態の改善。

アウトカム指標		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
評価指標	特定保健指導対象者減少率	30%	30%	35%	35%	40%	40%
	内臓脂肪症候群減少率（被保険者）	30%	30%	30%	35%	35%	35%
	内臓脂肪症候群減少率（被扶養者）	30%	30%	30%	35%	35%	35%
アウトプット指標		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	特定保健指導実施率	30%	30%	30%	30%	30%	30%

※緑色強調表示している箇所は第2期計画書中間見直しによる変更箇所です。

実施計画

H30年度	R1年度	R2年度
<p>・特定保健指導対象者のうち、介入の優先度を見直し、より効果的・効率的に実施する。・特定保健指導対象者が当該保健指導を受けやすいよう組織的に働きかけを検討する（対象者リストを事業所担当者あて送付する等。）・被扶養者の対象者への実施と効果的な介入方法を検討する。・特定保健指導についての周知を継続的に実施する。（機関誌・ホームページ・社内LAN等の活用等）・特定健診受診から初回面接までの期間を極力短くする。（特定健診結果送付と特定保健指導該当者への通知を同時に行う等。）</p>	<p>・特定保健指導対象者のうち、介入の優先度を見直し、より効果的・効率的に実施する。・特定保健指導対象者が当該保健指導を受けやすいよう組織的に働きかけを検討する（対象者リストを事業所担当者あて送付する等。）・被扶養者の対象者への実施と効果的な介入方法を検討する。・特定保健指導についての周知を継続的に実施する。（機関誌・ホームページ・社内LAN等の活用等）・特定健診受診から初回面接までの期間を極力短くする。（特定健診結果送付と特定保健指導該当者への通知を同時に行う等。）</p>	<p>・特定保健指導対象者のうち、介入の優先度を見直し、より効果的・効率的に実施する。・特定保健指導対象者が当該保健指導を受けやすいよう組織的に働きかけを検討する（対象者リストを事業所担当者あて送付する等。）・被扶養者の対象者への実施と効果的な介入方法を検討する。・特定保健指導についての周知を継続的に実施する。（機関誌・ホームページ・社内LAN等の活用等）・特定健診受診から初回面接までの期間を極力短くする。（特定健診結果送付と特定保健指導該当者への通知を同時に行う等。）</p>
R3年度	R4年度	R5年度
<p>・特定保健指導対象者のうち、介入の優先度を見直し、より効果的・効率的に実施する。・特定保健指導対象者が当該保健指導を受けやすいよう組織的に働きかけを検討する（対象者リストを事業所担当者あて送付する等。）・被扶養者の対象者への実施と効果的な介入方法を検討する。・特定保健指導についての周知を継続的に実施する。（機関誌・ホームページ・社内LAN等の活用等）・特定健診受診から初回面接までの期間を極力短くする。（特定健診結果送付と特定保健指導該当者への通知を同時に行う等。）</p>	<p>・特定保健指導対象者のうち、介入の優先度を見直し、より効果的・効率的に実施する。・特定保健指導対象者が当該保健指導を受けやすいよう組織的に働きかけを検討する（対象者リストを事業所担当者あて送付する等。）・被扶養者の対象者への実施と効果的な介入方法を検討する。・特定保健指導についての周知を継続的に実施する。（機関誌・ホームページ・社内LAN等の活用等）・特定健診受診から初回面接までの期間を極力短くする。（特定健診結果送付と特定保健指導該当者への通知を同時に行う等。）</p>	<p>・特定保健指導対象者のうち、介入の優先度を見直し、より効果的・効率的に実施する。・特定保健指導対象者が当該保健指導を受けやすいよう組織的に働きかけを検討する（対象者リストを事業所担当者あて送付する等。）・被扶養者の対象者への実施と効果的な介入方法を検討する。・特定保健指導についての周知を継続的に実施する。（機関誌・ホームページ・社内LAN等の活用等）・特定健診受診から初回面接までの期間を極力短くする。（特定健診結果送付と特定保健指導該当者への通知を同時に行う等。）</p>



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：65～74、対象者分類：加入者全員
方法	-
体制	-

事業目標

前期高齢者医療費の適正化を図る。

アウトカム指標		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
評価指標	・前期高齢者1人当たり医療費	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円
	ジェネリック医薬品使用率（被保険者65～69歳）	80%	80%	80%	80%	80%	80%
	ジェネリック医薬品使用率（被扶養者65～69歳）	80%	80%	80%	80%	80%	80%
	ジェネリック医薬品使用率（被保険者70～74歳）	80%	80%	80%	80%	80%	80%
	ジェネリック医薬品使用率（被扶養者70～74歳）	80%	80%	80%	80%	80%	80%
アウトプット指標		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
前期高齢者医療費適正化事業周知率		100%	100%	100%	100%	100%	100%
前期高齢者家庭訪問実施率		100%	100%	100%	100%	100%	100%

※緑色強調表示している箇所は第2期計画書中間見直しによる変更箇所です。

実施計画

H30年度	R1年度	R2年度
<p>・当該事業（特に家庭訪問）の理解を求めため、事業所および被保険者への周知を強化する。・家庭訪問に関して、新規取得者、新規65歳到達者、レセプトと健診結果の有無・内容等を突合し、より効果が上がる対象者（ハイリスク者等）から優先的に実施する。・指導内容については、健康相談の他、健診受診勧奨・重複受診の是正・柔整接骨師へのかかり方、ジェネリック医薬品の使用促進と服薬管理、転倒予防、介護予防等を実施する。</p>	<p>・当該事業（特に家庭訪問）の理解を求めため、事業所および被保険者への周知を強化する。・家庭訪問に関して、新規取得者、新規65歳到達者、レセプトと健診結果の有無・内容等を突合し、より効果が上がる対象者（ハイリスク者等）から優先的に実施する。・指導内容については、健康相談の他、健診受診勧奨・重複受診の是正・柔整接骨師へのかかり方、ジェネリック医薬品の使用促進と服薬管理、転倒予防、介護予防等を実施する。</p>	<p>・当該事業（特に家庭訪問）の理解を求めため、事業所および被保険者への周知を強化する。・家庭訪問に関して、新規取得者、新規65歳到達者、レセプトと健診結果の有無・内容等を突合し、より効果が上がる対象者（ハイリスク者等）から優先的に実施する。・指導内容については、健康相談の他、健診受診勧奨・重複受診の是正・柔整接骨師へのかかり方、ジェネリック医薬品の使用促進と服薬管理、転倒予防、介護予防等を実施する。</p>
R3年度	R4年度	R5年度
<p>・当該事業（特に家庭訪問）の理解を求めため、事業所および被保険者への周知を強化する。・家庭訪問に関して、新規取得者、新規65歳到達者、レセプトと健診結果の有無・内容等を突合し、より効果が上がる対象者（ハイリスク者等）から優先的に実施する。・指導内容については、健康相談の他、健診受診勧奨・重複受診の是正・柔整接骨師へのかかり方、ジェネリック医薬品の使用促進と服薬管理、転倒予防、介護予防等を実施する。</p>	<p>・当該事業（特に家庭訪問）の理解を求めため、事業所および被保険者への周知を強化する。・家庭訪問に関して、新規取得者、新規65歳到達者、レセプトと健診結果の有無・内容等を突合し、より効果が上がる対象者（ハイリスク者等）から優先的に実施する。・指導内容については、健康相談の他、健診受診勧奨・重複受診の是正・柔整接骨師へのかかり方、ジェネリック医薬品の使用促進と服薬管理、転倒予防、介護予防等を実施する。</p>	<p>・当該事業（特に家庭訪問）の理解を求めため、事業所および被保険者への周知を強化する。・家庭訪問に関して、新規取得者、新規65歳到達者、レセプトと健診結果の有無・内容等を突合し、より効果が上がる対象者（ハイリスク者等）から優先的に実施する。・指導内容については、健康相談の他、健診受診勧奨・重複受診の是正・柔整接骨師へのかかり方、ジェネリック医薬品の使用促進と服薬管理、転倒予防、介護予防等を実施する。</p>

達成しようとする目標／特定健康診査等の対象者数								
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
特定健康診査実施率	計画値 ※1	全体	3,820 / 4,300 = 88.8 %	3,830 / 4,300 = 89.1 %	3,840 / 4,300 = 89.3 %	3,850 / 4,300 = 89.5 %	3,860 / 4,300 = 89.8 %	3,870 / 4,300 = 90.0 %
		被保険者	3,000 / 3,000 = 100.0 %	3,000 / 3,000 = 100.0 %	3,000 / 3,000 = 100.0 %	3,000 / 3,000 = 100.0 %	3,000 / 3,000 = 100.0 %	3,000 / 3,000 = 100.0 %
		被扶養者 ※3	820 / 1,300 = 63.1 %	830 / 1,300 = 63.8 %	840 / 1,300 = 64.6 %	850 / 1,300 = 65.4 %	860 / 1,300 = 66.2 %	870 / 1,300 = 66.9 %
	実績値 ※1	全体	3,794 / 4,415 = 85.9 %	3,742 / 4,326 = 86.5 %	3,667 / 4,362 = 84.1 %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被保険者	3,051 / 3,094 = 98.6 %	2,987 / 3,038 = 98.3 %	3,042 / 3,094 = 98.3 %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被扶養者 ※3	743 / 1,321 = 56.2 %	755 / 1,288 = 58.6 %	625 / 1,268 = 49.3 %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
特定保健指導実施率	計画値 ※2	全体	208 / 879 = 23.7 %	220 / 881 = 25.0 %	232 / 883 = 26.3 %	243 / 886 = 27.4 %	255 / 888 = 28.7 %	267 / 890 = 30.0 %
		動機付け支援	60 / 278 = 21.6 %	75 / 279 = 26.9 %	85 / 279 = 30.5 %	71 / 280 = 25.4 %	74 / 281 = 26.3 %	78 / 282 = 27.7 %
		積極的支援	148 / 601 = 24.6 %	145 / 602 = 24.1 %	147 / 604 = 24.3 %	172 / 606 = 28.4 %	181 / 607 = 29.8 %	189 / 608 = 31.1 %
	実績値 ※2	全体	181 / 901 = 20.1 %	143 / 825 = 17.3 %	209 / 869 = 24.1 %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		動機付け支援	68 / 286 = 23.8 %	47 / 263 = 17.9 %	61 / 285 = 21.4 %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		積極的支援	113 / 615 = 18.4 %	96 / 562 = 17.1 %	148 / 584 = 25.3 %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %

※1) 特定健康診査の（実施者数）／（対象者数）

※2) 特定保健指導の（実施者数）／（対象者数）

※3) 特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

目標に対する考え方（任意）

第二期データヘルス計画の目標値に準拠する。

1 特定健康診査

被保険者は実施率を100%とする。被扶養者は66.9%の実施率を目標とし、最終年度に全体の実施率を90%以上とする。

2 特定保健指導

実施率を最終年度に30%以上とする。

特定健康診査等の実施方法（任意）

1 実施場所

特定健診は、被保険者においては、従来通り巡回バスによる生活習慣病健診もしくは人間ドックの実施機関（契約医療機関）とする。被扶養者においては、受診券を発行し集合契約および人間ドック（契約医療機関）により実施する。特定保健指導は、当健保組合所属の保健師・管理栄養士がプログラムに沿って実施する。

2 実施項目

実施項目は、「標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章」に記載されている健診項目とする。

3 実施時期

実施時期は、生活習慣病予防健診は毎年4月～6月とする。人間ドックについては、年間随時。

4 委託の有無

（1）特定健診

被保険者については、日本健康管理協会伊勢崎健診プラザ巡回バスにて実施する。被扶養者については、代表保険者を通じて健診機関の全国組織、また国保ベースの集合契約を締結し、代行機関として群馬県社会保険診療報酬支払基金を利用して決済を行い、居住地での受診が可能となるよう措置する。

（2）特定保健指導

原則、当健保組合所属の保健師・管理栄養士が実施することとし、遠隔地の被扶養者については、今後検討していく。保健師等が事業主の協力を得て事業所内で個別面談またはグループ支援を実施する。面談後の支援については電話等にて指導を実施する。

5 受診方法

被保険者においては、従来通り巡回バスによる生活習慣病健診もしくは人間ドックの実施機関にて各自申し込み実施する。群馬中央病院における人間ドックについては、当健保組合にて団体枠を確保し、事業所担当者経由で健保事務担当者が予約を入れる。

被扶養者においては、受診券を発行し事業所経由で対象者に配布し、集合契約により実施する。当該被扶養者は、健診機関等に受診券と被保険者証をともに提出し、特定健診を受ける。

健診受診の窓口での自己負担額は、基本健診項目1500円、詳細健診項目は実施した項目につき2割の額とする。ただし、規定の実施項目以外を受診した場合はその費用は個人負担とする。

特定保健指導は、当健保組合所属の保健師・管理栄養士がプログラムに沿って実施する。

6 周知・案内方法

周知は、当健保組合機関紙やホームページ等に掲載するとともに、組合会をはじめ、健康管理事業推進委員会や事務担当者会議においても、職制による周知を徹底していただくよう、協力を依頼する。保険者協議会作成のポスターを各事業所に配布し、見やすいところに掲示してもらう。また、保健師・管理栄養士による巡回保健指導時に個別に周知する。

7 健診データの受領方法

健診のデータは、被保険者分については、契約健診機関である日本健康管理協会伊勢崎健診プラザから電子データにて随時受領、被扶養者分については契約健診機関から代行機関を通じ電子データを随時（または月単位）受領する。人間ドック実施健診機関については、電子データを受領する。

健診データは当健保組合で保管する。なお、保管年数は5年とする。

8 特定保健指導対象者の選出の方法

特定保健指導については、数量の面から近郊に本社を置く事業所の対象者や、環境の面からこれまでの特定保健指導によって減量等によりメタボリスクが改善した者が多い営業所を優先して選出する。また、効果の面からは40才代の者から優先して選出する。

個人情報の保護

群馬県自動車販売健康保険組合個人情報保護管理規程を遵守する。

当健保組合及び委託された健診・保健指導機関は業務によって知りえた情報を外部に漏らしてはならない。

当健保組合のデータ管理者は、常務理事とする。またデータの利用者は当健保組合職員に限る。

（外部委託をする場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。）

特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、各事業所にパンフレット等を送付またはホームページ上に掲載する。

その他（特定健康診査等実施計画の評価及び見直しの内容等）

1 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

毎年開催される健康管理事業推進委員会において、必要に応じ見直しを検討する。

2 保健指導スタッフの研修について

当健保組合に所属する保健師・管理栄養士については、特定健診・特定保健指導等の実践者養成のための研修に随時参加させ、資質の向上を図る。